

ねんきんコーナー

**国民年金保険料は
退職（失業）による特例
免除があります！**

メリット1
保険料を一部納付した
のと同じ

免除期間の年金額の計算は、
保険料が納付された場合と比
較して、3分の1となります。
（平成21年度分から2分の1
に引き上げられるよう法律案
が現在国会に提出されていま
す。）

メリット2
万が一の際にも確かな
保障

病気や事故で障がいが残つ
たときの障害年金や、一家の
働き手が亡くなったときの遺
族年金など、免除承認期間に
ついては支給対象の期間とさ
れます。

メリット3
本人所得を除外して審査

特例免除とは、通常であれ
ば審査の対象となる本人の所
得を除外して審査を行い、保
険料の納付が免除されるもの
です。（配偶者、世帯主に一
定以上の所得があるときは、
保険料免除が認められない場
合があります。）

免除審査の対象

<通常の場合>
申請者本人の所得・申請者の配偶者の所得・
世帯主の所得

<特例免除の場合>
~~申請者本人の所得~~・申請者の配偶者の所得・
世帯主の所得

手続き
特例免除は、申請する年度
または前年度において退職（失
業）の事実がある場合に対象
となります。

保険料免除の申請は、役場
担当窓口または高知社会保険
事務局幡多事務所へ「国民年
金保険料免除申請書」を提出
（郵送可）してください。（申
請書は役場担当窓口、高知社
会保険事務局幡多事務所にあ
ります。）
また、この特例免除につい
ては、配偶者・世帯主が退職
された場合も対象となります。

手続きに必要なもの

- ① 年金手帳または基礎年金番
号のわかるもの（納付書な
ど）
- ② 認印（本人が署名する場合
は不要です）
- ③ 失業していることを確認で
きる公的機関の証明の写し
（雇用保険受給資格者証、離
職票など）

○お問い合わせ
大方総合支所
住民課 住基戸籍係
☎ 43-2800（直通）
佐賀総合支所
総務課 住基戸籍係
☎ 55-3701（直通）
高知社会保険事務局
幡多事務所
☎ 34-1616

長寿医療

（後期高齢者医療）のしくみ



被保険者

- ◆ 75歳以上の方
- ◆ 65歳から74歳で一定の障
がいがある方（本人の申
請に基づき、広域連合の
認定を受けた方）

保険料額

被保険者お一人おひとり
に、所得に応じ、公平に保
険料をご負担いただきます。

一人当たりの定額の保険料
〈均等割〉 43,555円

所得に応じた保険料
〈所得割〉 7・97%

所得が少ない方は、次のと
おり保険料が軽減されます。

均等割

世帯の所得に応じ、9割、
7割、5割、2割を軽減
※9割軽減は平成21年度か
ら設けられます。

所得割

住民税非課税のような所
得の少ない方（年金収入で
153万円から211万円
まで）は5割を軽減

サラリーマンの夫やお子さ
んに扶養されていた方は、
初めて保険料をご負担いた
だくこととなりますので、
平成22年3月末まで、均等
割の保険料は9割軽減され、
所得割のご負担はありませ
ん。

※平成22年度以降の扱いは、
今後、検討されます。

○お問い合わせ
大方総合支所 健康福祉課 国保係
☎ 43-2116（直通）
佐賀総合支所 健康福祉課 保険福祉係
☎ 55-3112（直通）